

<別表1-1>

無担保無保証人の保証限度額（特定資金）

特定資金の保証申込額が既保証額（有担保を除く）と合わせて次の範囲内の場合、無担保無保証人とすることができる。

「無担保無保証人」とは、原則として、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人に依存しない場合をいう。

（金額単位：万円）

特定資金の無担保無保証人の保証限度額			
資 金 種 類	認定農業者等	個 人	法 人
農業近代化資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
農業改良資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
青年等就農資金	認定新規就農者	7,400	7,400
金融公庫資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
農業経営改善促進資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
農業経営負担軽減支援資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
畜産特別支援資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000
その他特定資金	認定農業者	3,600	7,200
	そ の 他	3,000	6,000

（注1） 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）及び被災農業者向け経営体育成支援事業実施要領（平成24年5月14日付け24経営第421号農林水産省経営局長通知）に基づく追加的信用供与補助事業を除く。

（注2） 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第255号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業経営復旧・復興対策特別保証事業関係資金を除く。

（注3） 原則として、資金毎に定める債務保証取扱要領によるものとし、特に定めのないものについては、上記によるものとする。

